

# 大阪府森林審議会 森林保全整備部会（第3回）

と き：平成23年7月28日（木）

10時00分～12時00分

ところ：ホテル大阪ベイタワー22階青雲の間

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

#### 1) 新たな森林保全システムの構築について

○各地域の取組み状況について

○森林保全システムの基本方向について

#### 2) その他

### 4 閉 会

## 配付資料一覧

○次第

○大阪府森林審議会規程、委員名簿

○配席図

○資料 1 各地域の取組み状況について

○資料 2 森林保全システムの基本方向について

○資料 3 森林保全のための新たなシステムの検討・作業スケジュール

# 大阪府森林審議会規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、森林法に基づく大阪府森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会 長)

第2条 審議会に会長を置き、委員のうちから委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代行する。

## (会議の招集)

第3条 審議会は会長が必要と認めるとき、又は委員総数の3分の1以上の委員の要請があったとき、会長がこれを招集する。

2 会長は審議会を招集しようとするときはその会日の3日前までに、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

## (会議の定数)

第4条 審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

## (議 事)

第5条 審議会の会議は会長がその議長となる。

2 審議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることはできない。

## (部 会)

第6条 審議会の森林保全整備部会（以下「部会」という。）を置き、部会長のほか7名の委員をもって組織する。

2 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会の会議については、第2条から第5条までの規程を準用する。

## (部会の議決事項)

第7条 部会は、次に掲げる事項について議決することができる。

- 一 林地の開発の調整に関する事項
- 二 保安林の指定解除に関する事項
- 三 森林病虫害の防除対策に関する事項
- 四 林業振興地域の整備育成に関する重要事項
- 五 林業構造改善に関する事項

2 前項各号に掲げる事項についての部会の議決は、これを審議会の議決とする。但し、会長は次期審議会において、これを報告しなければならない。

(部会の特例)

第8条 会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇のない場合その他やむをえない事由のある場合は、第6条第4項の規程にかかわらず各委員の意見を個別に聴取し部会の会議に代えることができる。

2 第4条及び第5条の規程は、前項の場合について準用する。

(委任)

第9条 この規程の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年9月30日から施行する。

### 大阪府森林審議会 委員名簿

平成22年11月26日現在(50音順 敬称略)

	岡崎 純子	大阪教育大学准教授
○	奥野 壽一	大阪府指導林家
○	越井 健	社団法人大阪府木材連合会会長
○	小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科助教
○	坂野上 なお	京都大学フィールド科学教育研究センター助教
	芝田 啓治	河内長野市長
	真銅 裕子	株式会社 YUAN ARCHITECTS代表取締役
	花田 眞理子	大阪産業大学教授
☆	古川 光和	大阪府森林組合代表理事組合長
◎	増田 昇	大阪府立大学大学院教授
	松本 昌親	千早赤阪村長
○	水原 邦夫	京都府立大学名誉教授
	宮前 保子	株式会社スペースビジョン研究所取締役所長
	本村 裕三	近畿中国森林管理局長
○	吉田 昌之	京都大学名誉教授

☆は会長兼森林保全整備部会委員、◎は部会長、○は部会に属する委員

## 各地域の取り組み状況について

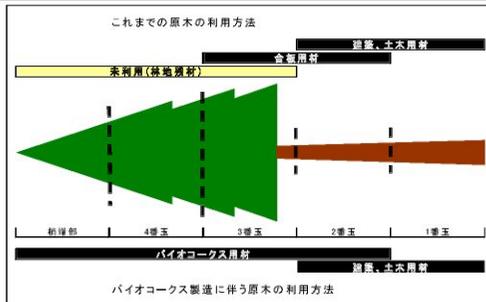
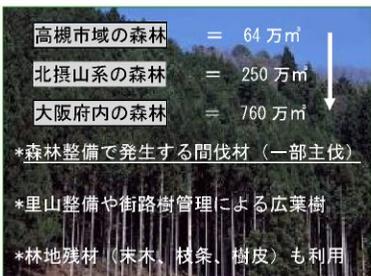
◆施設整備事業概要【平成22年度、500,000千円（国2/3、市1/6、組合1/6）】

- ・事業主体 大阪府森林組合
- ・場所 大阪府高槻市中畑 大阪府森林組合森林資源加工センター内
- ・規模 鉄骨平屋建、建築面積600㎡、反応用シリンダーポット36基、原料サイロ2基ほか
- ・製造能力 1,800t/年（6.0t/24時間）、年間稼働：約300日
- ・製品の用途 製鉄・鑄造炉で用いられる鑄鉄用石炭コークスの代替燃料  
下水汚泥の焼却処理用石炭コークスの代替燃料  
家庭用燃料を含む様々な用途に活用の可能性



◆技術実証事業概要【平成22～23年度、88,000千円（国10/10）】

- ・事業主体：高槻市バイオコークス事業創出地域協議会  
高槻市、大阪府森林組合、近畿大学、民間事業者、大阪府等
- ・技術実証課題：製造エネルギー低減、無人連続運転、樹種別製造条件、需要先拡大、品質向上
- ・稼働計画 23年6月～ 試験稼働：24年3月までに600～800t製造、種々実証試験実施  
24年4月～ 本格的な商用稼働（フル稼働：1800t/年）  
これに対応する調達原材料は3,600㎡（←バイオコークス1t当り2㎡）



バイオコークス生産に係る原木利用の模式図

23年度における取り組み状況

23年3月 ホームページ作成、公開（協議会）

23年4月 プレスリリース、竣工式典  
＝世界初のバイオコークス商用プラント



4月22日プレスリリース、内覧会

23年6月1日～ 試験稼働開始

- ・現在3～4t/日ペースで生産中（6～7月）
- ・原材料は高槻市内の間伐材中心（一部近隣市、森林組合他支店の残材も使用）
- ・製品は協議会メンバー民間事業者において実用試験中

地域戦略の策定と合意形成に向けて

◆サポート協議会を再構築

【従前】

里山協議会（豊能4市町）  
北大阪地区森づくりサポート協議会（三島3市町）



北摂山系森づくりサポート協議会  
（7市町、森林組合2支店）

【再編】 7月14日発足

- \* 北摂7市町での情報共有と森林の保全整備、木材の利用と供給での連携強化
- \* 各市町の特徴を活かした取組みを検討
- \* 高槻市での取組み等をモデルに近隣市町へ波及



◆課題と問題点

- \* バイオコークス生産の実用化への実証  
山元：原料の伐採・搬出コスト低減  
安定供給  
加工場：製造エネルギー低減、無人運転  
製品：品質向上、需要・販路拡大
- \* 森林資源の把握と「森林経営計画」検討  
地域の“利用可能な”森林資源の分布、蓄積量の把握と施業の集約化、団地化、路網整備を推進
- \* 団地化によらない森林についても地域の状況に応じた集材システムを検討
- \* 人材の育成  
施業の集約化、団地化に向けた提案型プランナーの人材育成

◆高性能林業機械整備の概要

林業・木材産業構造改革事業【平成21・22年度】

事業主体：大阪府森林組合三島支店  
事業内容：21年度 グラップル付バックホウ、フォワーダ 各1台（19,500千円）  
22年度 ハーベスタ、グラップル付バックホウ 各1台（25,150千円）



フォワーダ

◆林内路網整備

森林整備加速化・林業再生事業【平成21・22年度】

事業主体：大阪府森林組合三島支店  
場所：高槻市成合地内（20ha、所有者2名）  
21年度：林内路網整備（簡易作業路） 800m、1,680千円  
22年度： " " 1,950m、4,285千円  
計 2,795m



ハーベスタ

⇒ 伐採・搬出コスト縮減、機械化林産システムのモデルに

バイオコークス試験稼働に伴う搬出間伐実施  
5月～（高槻市成合地区が大部分）  
※当面は幹材、枝葉、樹皮の全量をバイオコークス用に搬出の実状

作業システム（効率、コスト）のモデル実証



作業風景（高槻市成合）

## 穂谷森づくり委員会の取り組みについて（中部農と緑の総合事務所）

### 地域の概要

- 所在  
枚方市穂谷地区
- 面積  
約100ha
- 所有形態  
財産区、私有林
- 法規制  
地域森林計画対象民有林、砂防指定地、近郊緑地保全区域（一部）
- 林況
  - ・手入れの遅れた竹林や落葉広葉樹（コナラ、アベマキ等）が混在。スギやヒノキ林が一部有り。
  - ・傾斜は緩い箇所が多いことから、森林ボランティア3団体が森林整備を積極的に実施中。  
（間伐、下刈、竹林整備、棚田、歩道補修、シイタケ、茶、水路整備、森林体験など）
  - ・継続的な動植物の生息状況調査を実施中。
  - ・H22年カシナガキクイムシ（以下、カシナガ）被害が発生。H23年春、府や市、森林ボランティアによる樹幹注入処理を実施。
- その他
  - ・にほんの里100選に選定（H21年、朝日新聞・森林文化協会）
  - ・枚方市野外活動センターがあり、森林ボランティアと連携した森林体験などを実施中。
  - ・フォレストセイバー隊（NPO 法人森林ボランティア竹取物語の会）によるヒノキ林の間伐や伐採木利用（ベンチ制作→市内幼稚園へ配布など）を実施中。



### 穂谷森づくり委員会の概要

- 目的  
里山保全・整備活動の調整及び調査研究
- 構成  
穂谷区  
グリーン宗陽（グリーンタウン尊延寺自治会、宗谷1丁目自治会、三陽台自治会）、枚方里山の会・穂谷、NPO 法人森林ボランティア竹取物語の会  
関西外国語大学、（社）大阪自然環境保全協会、モニタリングサイト1000・穂谷  
大阪府、枚方市（以上、委員19名）
- 経過
  - H18.10 委員会立ち上げ
  - H18.11～ 現地調査
  - H21.11 「穂谷森づくりニュース」発刊  
森林ボランティアの活動状況やアンケート結果、カシナガ被害などを特集（第7号まで発刊）
  - H22.03 森林ボランティア活動案内板設置
  - H22.06 地元住民への森づくりアンケート
  - H22.11 カシナガ調査報告
  - H23.03 モニタリングサイト1000発表会・森づくり講演会
  - H23.05 氷室財産区有林でのマスタープランについて協議
- その他  
地域行事でパネル展示などを実施、委員会は年3回開催

### 地元住民アンケート結果（79世帯へ配布35部回答） H22.6調査

- 【にほんの里100選について】約60%が良いこと
- 【ボランティア作業への期待】約80%が期待
- 【ボランティアが山に入ること】約80%が問題ない、または必要
- 【所有林でのボランティア作業】約50%がボランティア作業や協働作業を希望（約30%が関わりたくない）
- 【里山の問題】労働力・後継者不足、管理放棄による里山の荒廃、竹林拡大、開発などによる里山の消失
- 【穂谷の里山の機能】美しい景観、多様な動植物のすみか、水源涵養・洪水抑制
- 【ボランティアとの協力】約30%が場所・設備提供や地域の歴史や農作業等の知識・経験提供できる、約30%が協力難しい

### 課題

- 森づくりのマスタープラン（目標）の作成
- ボランティア等では実施できない、荒廃竹林や作業歩道整備、コナラ大径木伐採などの初期整備
- 維持管理体制の構築 ●地元住民との協働

### 必要な措置

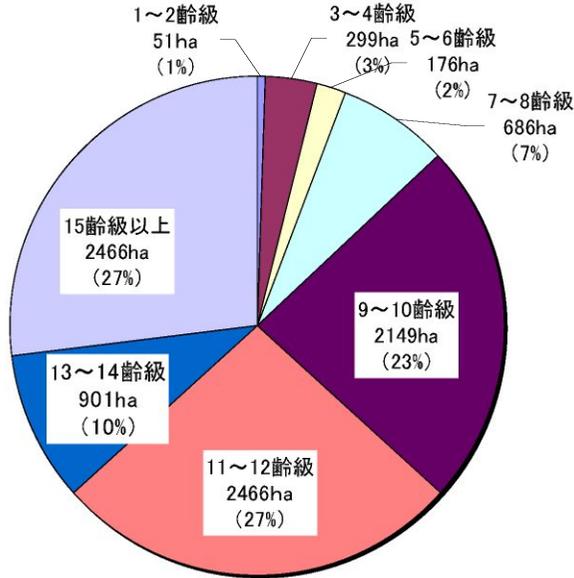
- 府や市による荒廃竹林や作業歩道整備、コナラ大径木伐採などの初期整備
- 複数のボランティア団体の協働作業による維持管理体制の構築
- 地元住民と森林ボランティアによる里山保全等の協働・交流

地域戦略・地域課題シートの取組状況と課題(中部農と緑の総合事務所)

取組方向	項目	取組概要	進捗	課題	必要な措置	備考
生駒花屏風構想	里山づくり活動への展開、企業による活動の継続性確保・自立化	里山林整備・農作物づくりへの展開、作業方法・安全管理の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府や森林ボランティアによる現地での作業指導</li> <li>・事前に森林整備に関する資料提供や活動提案(農作物づくりなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備に係る各種技術習得</li> <li>・参加者や担当者の入れ替わり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術指導や資料提供、活動提案</li> </ul>	
里山保全	身近な防災・環境林整備 	候補地の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生駒山系森づくりサポート協議会において、実証森林として選定予定(ex.枚方市穂谷・穂谷森づくり委員会活動地)</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングによる効果の実証、普及啓発</li> </ul>	
		森林整備の実施 (荒廃竹林や作業歩道などの初期整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年度府による竹林整備(約4ha)を実施予定(緊急雇用創出基金事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒廃竹林や作業歩道整備などの初期整備は森林ボランティア等では実施できない。(緊急雇用創出基金事業はH23年度終了)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府や市による荒廃竹林や作業歩道整備などの初期整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・穂谷森づくり委員会において作業歩道ルートや森林整備について検討中</li> </ul>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林ボランティアや地元による実施予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元住民との協働</li> <li>・道具等の必要経費</li> <li>・森林整備に係る各種技術習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理等での協働・交流</li> <li>・道具等への補助</li> <li>・技術指導や資料提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市は道具等への補助事業有り(その他管内市では、市による道具等への補助無し)</li> <li>・必要に応じて企業参加を検討</li> </ul>	
カシナガ被害		被害先端地での伐倒くん蒸・樹幹注入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春:府や市、地元、ボランティアによる樹幹注入204本(枚方市183本、交野市18本、四條畷市1本、大東市2本)</li> <li>・夏以降:被害発生に応じて、大阪府森林組合による伐倒くん蒸を実施予定(森林整備加速化・林業再生事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大径木の伐倒・集積などの作業は森林ボランティア等では実施できない。(森林整備加速化・林業再生事業はH23年度終了)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や人家近辺での被害木の伐倒くん蒸処理</li> </ul>	
		無被害地での萌芽更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生駒山系森づくりサポート協議会において、実証森林として選定予定(ex.府民の森むろいけ、くさか園地)</li> <li>・H23年度助大阪府みどり公社による大径木の萌芽更新を実施予定(森林整備加速化・林業再生事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(森林整備加速化・林業再生事業はH23年度終了)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングによる効果の実証、普及啓発</li> </ul>	
枯死木や伐採木利用		候補地の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生駒山系森づくりサポート協議会において、実証森林として選定予定(ex.東大阪日下町)</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングによる効果の実証、普及啓発</li> </ul>	
		森林整備の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東市内企業(樹木のチップ化・リサイクル・販売、林業事業者認定申請中)による森林整備実施予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備への新規参入に係る各種技術習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備(搬出含む)への補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川下側から川上側への事業拡大(メリット:人工林、広葉樹林、竹、草本全てを利用できる商品及び販路有り)</li> </ul>

## 南河内地域の人工林の現状と将来

### ★ 人工林の齢級別面積(合計9500ha)



### Ⅲ 間伐の実施状況

- ★ 年間実施面積 約600ha  
(自力施工は除く)

治山事業等	120ha
森林整備加速化・林業再生事業	420ha
造林補助事業	60ha

### Ⅱ 生産現場の特徴

- ★ 丁寧な撫育管理により高品質材に仕立て
- ★ 傾斜が 35 度を超える急峻な地形
- ★ 小さい面積の林小班単位で齢級が異なる

### V 国の動向

- ★ 森林・林業再生プラン策定 (平成 22 年 2 月)
  - 高密度路網・機械化による搬出コストの縮減
  - 林業事業者による集約化施策
  - 山土場からチップや合板工場などへ直送し中間コストを削減
- ★ 国庫事業の終了・見直し
  - 森林・林業促進加速化事業終了
  - 森林所有者に対する造林補助事業を廃止し、集約化施策を行う林業事業者に対する交付金事業を設立。対象を経営が成り立つ森林に限定

### Ⅳ 森林組合木材共販所(千早赤阪村)における木材取引の現状

- ★ 年間取扱量 約 5,000 m<sup>3</sup> (平成 22 年度実績)
- ★ 取引価格 (平成 23 年 4 月 8 日)

樹種	スギ (円/m <sup>3</sup> )		ヒノキ (円/m <sup>3</sup> )	
	3 m	4 m	3 m	4 m
14~22cm	6,580	8,843	15,279	13,616
24cm 以上	8,936	13,318	18,339	26,214

- ★ 搬出経費 (12,000~13,000 円) を差し引き一定の利益が上がるのは径級 24cm 以上のヒノキ
- ★ 河内材は密植仕立てで生産されるため、木目が詰まった良材と言われるが、零級の割りに径が小さく、末口 24 cm を超えるのはヒノキでは概ね 16 歳級以上のもの

### Ⅵ 平成 24 年度以降の間伐・木材生産の見込み

国庫事業の終了・見直しに伴い、大幅に間伐の停滞が予想される。また、このことに伴い、素材生産量も大幅に減少することが予想される。

とりわけ、搬出コストを上回る収益が期待できない 13~15 歳級の間伐が進まないことが予想され、間伐の遅れによる林地の荒廃とともに、5~15 年先以降の河内材の品質低下が懸念される。

- ★ 想定間伐面積 100 ha / 年
  - 治山事業 80 ha (採択要件: 8 歳級以下)
  - 林業経営促進直接交付金事業 約 20 ha (採択要件: 12 歳級以下)

新たな人工林の対策の実施が急務

新たな森林保全システムの取組み状況・進捗と課題（南河内）

項 目	取組み概要	進捗	必要な措置等
<p>施業集約化実証森林の設定</p>	<p>継続して収益があがる森林を選び、施業集約化を促進するためのモデルとなる実証森林を設定する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昨年度来、候補地の絞り込み作業を実施。2カ所の候補地の絞り込みに向け検討中</li> <li>○国の補助事業等の動向を見極めつつ、詳細な収益予測に基づく施業計画づくりを進める予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の事業対象とならない高齢級の人工林が多く、間伐対策の新たな支援策が必要</li> <li>○傾斜が35度を超える林地での作業道設置に対する支援策、高性能林業機械を利用した施業手法の確立が必要</li> <li>○収益予測、施業提案を行うことができる人材の育成が必要</li> </ul>
<p>おおさか河内材の販売戦略の策定</p>	<p>ターゲットを絞った営業・生産を行なうことにより着実な販売拡大を目指す</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域材・無垢材を求めるユーザーをターゲットに、住宅や保育園等の施設用の建築用材を中心に販売拡大を目指す</li> <li>○地域材を利用した住宅補助事業を実施（8月初旬から募集予定）</li> <li>○木造公共施設に対する補助事業の募集（9月）にあわせ、保育園等に河内材の利用を働きかける予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅補助事業、木造公共施設に対する補助の継続実施が必要</li> </ul>
<p>府内産間伐材使用型枠の利用促進</p>	<p>府庁内の他部局が発注する公共事業で型枠の利用を進める</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成23年度、土木工事、土地改良工事等で試験的に使用。施工業者へのヒアリング等を通じ、品質向上を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南洋材の型枠に比べ割高であり、全庁的に府内産間伐材の型枠を使用するための仕組みづくりが必要</li> </ul>

# 平成23年度泉南東部地域の取り組みについて



## 森林の現状

●充実しつつある森林資源  
人工林針葉樹の蓄積量は10齢級以上が全体の57%を占めており、用材として利用可能な材が生育してきている。



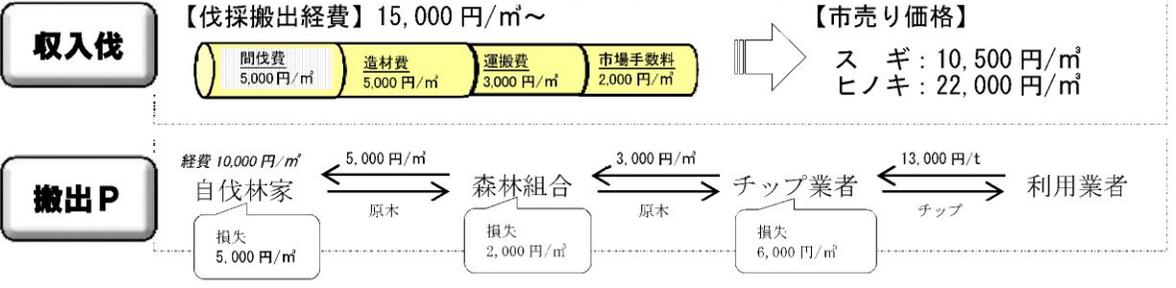
●一方で、放置森林の増大  
人工林(スギ・ヒノキ・マツ)面積5,110haに対し、間伐実績900ha(年平均90ha×10年)と低位



### （川上）の取り組み

項目	取組概要	進捗	課題	必要な措置
 森林施業集約化による低コスト化	団地化が可能な個所にて施業の集約化を実施	団地化可能箇所を選定し、路網計画を検討中	選定箇所における森林組合の施業受託が必要	国の森林計画制度に則った「森林経営計画」の策定
 間伐材搬出ポイント外の継続	土場2か所にて継続実施（3年目）	実施企業・団体と協議中。秋以降、地元等に周知予定	実施団体がいずれも赤字であり、仕組みの変更が必要	利用先を高槻のバイオコークス生産施設へ変更する等による <b>赤字体制の解消</b>
 住宅での地域材利用推進	和泉の木で住まいづくり事業実施	市広報、商工会議所会報にて周知。地元製材所を通じ、問屋・工務店へのPR実施	単年度実施では事業効果が薄く、次年度以降も一定期間の継続が必要	木材需要の太宗を占める <b>建築住宅分野での木材利用促進</b> には、一定期間 <b>継続的なインセンティブとしての支援が必要</b>
 公共事業による地域材の率先利用	泉州ブロック行政機関連絡会の設置	南部ブロック所長会にて了承済み。夏過ぎに開催予定	どのような木材利用が可能なか情報が不足	連絡会にて情報提供を実施

### （川中）（川下）の取り組み



### 今後の方向性

- 利用間伐モデル地区の設定  
放置森林対策重点地域のうち伐採搬出を行っていくモデル地区を設定し路網整備や伐採搬出システムの集約化などを、集中的に取り組む。
- いずみ材の知名度の向上  
利用間伐材のうち建築住宅用材に活用するものについて、和泉(泉南東部)地域の歴史ある施業形態の材であることの周知を行い、知名度の向上を図る。

# 泉南東部地域の未利用間伐材を活用するフロー（10年後の目指す姿）

## 利用間伐モデル地区



森林組合等



森林所有者等



【現状】  
100 m<sup>3</sup>

伐採・搬出  
(A材) 1,200 m<sup>3</sup>

地域と製材所の連携

原木市場



購入

## 建築分野での地域材利用

木材加工業者等



納材

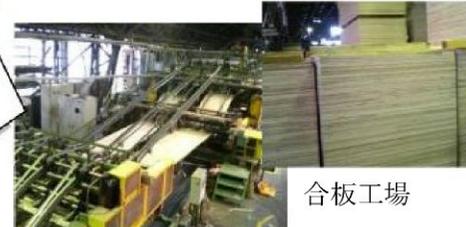


いばみ材の建築用材としての活用

構造材、羽柄材(間柱、管柱)、  
内装材、リフォーム資材、

【現状】  
27 m<sup>3</sup>

伐採・搬出  
(B材) 100 m<sup>3</sup>



合板工場

下支え



住宅・店舗等の建築物  
や公共的施設などでの  
地域材利用を支援

**現 状** : 最大蓄積 50 年生林分  
(φ 22cm、h=19m  
: 材積 0.37 m<sup>3</sup>/本、1,200 本/ha)

**10 年後** : 最大蓄積 60 年生林分  
(φ 26cm、h=22m  
: 材積 0.59 m<sup>3</sup>/本、900 本/ha)

**将来** : 最大蓄積 120 年生林分  
(φ 40cm 程度、材積 1~1.5 m<sup>3</sup>/本)  
\* 下層植栽により複層林化

伐採・搬出  
(B・C材) 200 m<sup>3</sup>

間伐材搬出プロジェクト

【現状】 針葉樹 120 m<sup>3</sup>  
(広葉樹 230 m<sup>3</sup>)  
\* 利用先のほとんどはチップ工場)



指定土場：2ヶ所で実施

運搬



バイオコークス生産工場

# 森林保全システムの基本方向について（案）

## 森林・林業を巡る国の動き

- 平成 12 年 ・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が施行（4 月）。瑕疵担保責任の強化・住宅性能表示制度の実施。構造耐力等、住宅用材に一層の品質・性能が求められる。
- 平成 16 年 ・林野庁が、曲がり材や間伐材等を使用して集成材や合板を低コストかつ大ロットで安定的に供給する「新流通・加工システム」の整備を開始
- 平成 18 年 ・林野庁が、施業集約化から流通・加工体制の構築まで川上から川下まで一体となって集中的に取り組む「新生産システム」の整備を開始（モデル地域全国 11 箇所）。
- 平成 21 年 ・「森林・林業再生プラン」策定。10 年後の木材自給率 50%を目指す。
- 平成 22 年 ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行（10 月）。各省庁が木材利用方針を策定。  
・再生プラン推進の具体的対策として「森林・林業の再生に向けた改革の姿」をとりまとめ（11 月）。今後、木材の大規模物流に対応する供給体制の強化。
- 平成 23 年 ・森林管理・環境保全直接支払制度の創設。間伐に対する補助は撤出が義務化。  
・森林法の一部改正による森林計画制度の見直し、要間伐森林の施業代行制度の見直し（所有者不明であっても施業代行者が間伐可能）

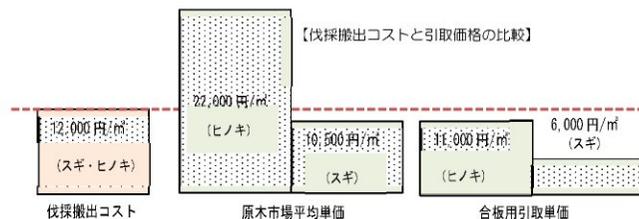
## 府の主な取り組み

- 平成 19 年 8 月に「放置森林対策行動計画」を策定。増加する放置森林に対し、計画的に間伐等を実施。  
人工林の間伐実施面積の目標量は H19～24 の前期で 6,100ha、H25～28 の後期で 4,000ha（H19～22 実績：4,115ha）
- 平成 21 年度～23 年度 森林整備加速化・林業再生事業（基金事業）の実施  
〈森林整備・流通体制整備〉 間伐（H21～22：858ha）、路網整備（H21～22：13,750m）、木材の耐久性を高める木材熱処理装置の整備  
間伐材を使った新たな耐震補強部材や木質断熱材の開発
- 〈木材利用の推進〉 木育の推進に資する保育園等の内装木質化など

## 大阪府における森林・林業の現状

### 【森づくりと木材供給を巡る現状】

- 搬出コストと木材価格が合わないことから、間伐を実施しても材の搬出利用が進んでいない。（搬出率は現状約 1 割）
- 小規模森林所有者が多数を占めており、森林施業の作業効率が低く、木材搬出する場合でも散発的で供給量が不安定。
- 森林所有者の施業意欲の低下、後継者不足、所有森林の位置や境界が不明といった理由から、手入れ不足や放置された森林が増加。
- 過剰林が増加していく一方で、これらに対する適切な施業方針がない。
- 府内産材を扱う製材工場は極めて少ない。
- 府内産材を知らない、どこでの入手できるかわからない府民が大多数。
- 大阪府森林組合が世界初のバイオコークス商用プラントを整備し、技術実証を開始。



## 課題

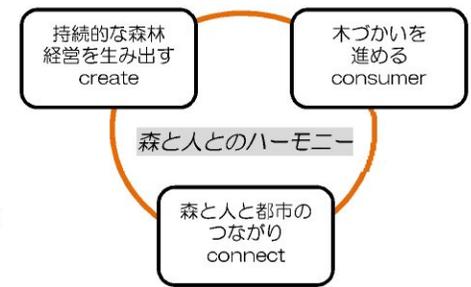
- 森林所有者の自力だけでは森林の適切な維持管理が困難
- 小規模森林所有者を取りまとめて集約化していくことが必要
- 間伐や間伐材搬出のコスト低減と供給力の強化
- バイオコークスなど新たな需要に対する木材の供給
- 地域の製材業者、工務店等と連携した府内産材の販路開拓
- 消費地に近い大阪のメリットが活かされていない
- 府内産材の取扱事業者や相談窓口等の情報の府民への提供
- 木の良さを感じ、触れ合う機会の創出
- ヒート対策など都市環境の改善に資する木材利用の提案と需要拡大
- 川上から川下までを繋ぐコーディネーターが必要



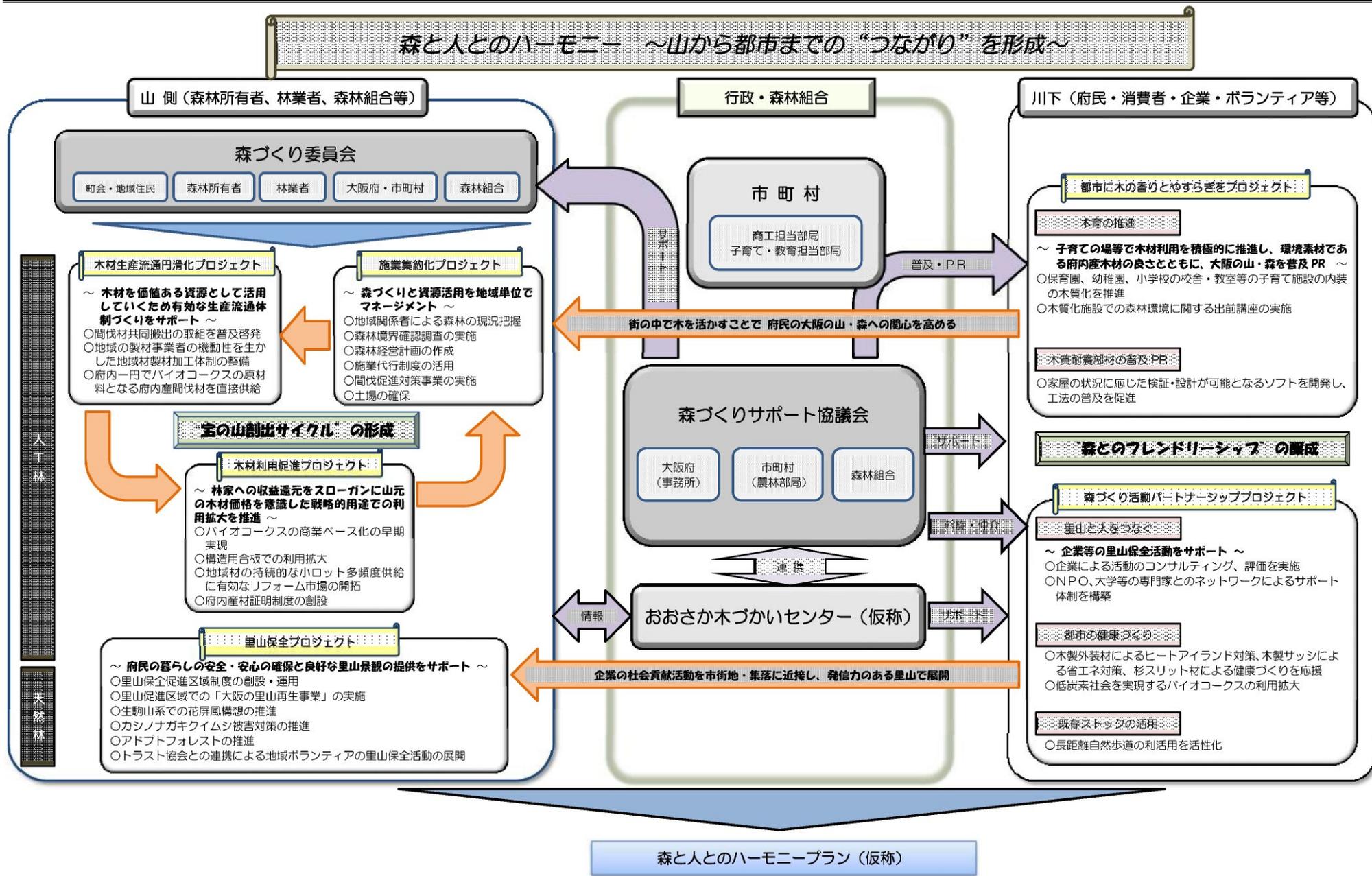
## 基本方向

- 『宝の山の創出』—持続的な森林経営を生み出す—
  - ・森づくりと資源活用を地域単位でマネージメント
  - ・木材を活用していくための生産流通体制づくり
  - ・森林所有者への収益還元を目指した戦略的用途での木材の利用拡大
- 『森とのフレンドリーシップ』
  - 府民理解のもとに木づかいを推進—
  - ・子どもたちが木と触れ合う『木育』の推進
  - ・府民の『安全』と『健康』を守る“木づかい”の推進
  - ・低炭素社会に貢献するバイオマス利用の推進
- 森と人と都市をつなぐ
  - ・搬出・加工から利用まで一体となった取り組み
  - ・消費者ニーズの掘り起こしと供給とのマッチング

### 森林保全の取り組み概念



# 森林保全のための新たなシステムの概観図



# 都市近郊の里山を保全するための新たな放置森林対策の推進

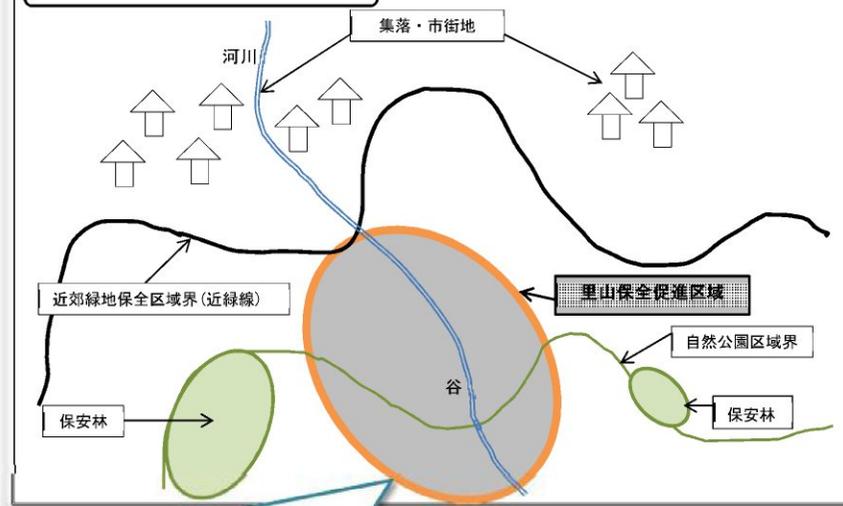
## 制度化の背景・目的

周辺山系の保全については、自然公園区域や保安林の指定、さらには近郊緑地保全区域での開発を抑制する行政指導などにより、これまでは面的な規制区域の拡大と開発規制制度の厳格な運用等を通じて、林地の開発抑制としては一定の効果を発現してきている。

しかしながら、一方で、自然公園区域と近郊緑地保全区域の里山では、保安林であれば公的な森林整備事業の対象になるが、保安林外の森林では、事業導入による整備ができないことから、雑木林の藪状化や竹林の繁茂・拡大などが進行するなど、景観面のみならず防災面からも森林の質が低下してきている。

このため、市街地や集落に近接し、地元市町村が防災・景観面等で重要と認識する自然公園区域や近郊緑地保全区域の里山について、地域ぐるみで森づくりや保全活動等を実施する取組をサポートしていくための仕組みとして、「里山保全促進区域制度(仮称)」を創設する。

## 里山保全促進区域のイメージ



## 【里山保全促進区域での取組イメージ】

- ▶ 地域の里山の健全な森づくりに関心のある地域住民、地元自治会、森林所有者、林業関係者、企業、NPOなどが構成メンバーとなった活動の計画づくりと実行を担う「森づくり委員会」を形成
- ▶ 「森づくり委員会」が府と市町村からの活動支援を得つつ、里山の防災機能を高める森づくりや良好な景観形成のための放置竹林・不用木の伐採・花木の植樹、さらには地域の保健休養の場・森林体験学習の機会提供などの取組を行う

## 【参考指標】

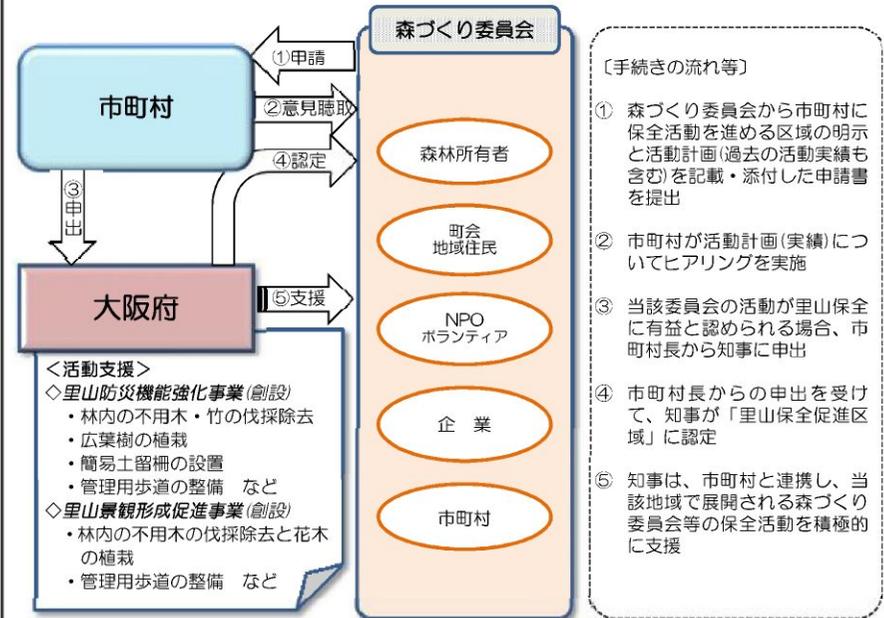
府内の近郊緑地保全区域(近緑区域)	33, 580ha	} 保安林でない近緑区域・自然公園区域 ○○○○ha
自然公園区域	19, 092ha	
府内の保安林区域	16, 409ha	

## 里山保全促進区域制度の概要

### 制度の概要

- ◆ 市街地・集落に近接し、森林の持つ公益的機能の発揮が強く求められる里山で、地域住民や森林所有者等が参画して地域ぐるみで防災や景観形成のための森づくりや保全活動などを展開する森林区域を市町村長の申出により知事が「里山保全促進区域」に認定し、市町村と連携して積極的に活動支援することを通じて、都市近郊の里山の適切な保全を推進する

### 【制度の仕組み・流れ】



### 【手続きの流れ等】

- ① 森づくり委員会から市町村に保全活動を進める区域の明示と活動計画(過去の活動実績も含む)を記載・添付した申請書を提出
- ② 市町村が活動計画(実績)についてヒアリングを実施
- ③ 当該委員会の活動が里山保全に有益と認められる場合、市町村長から知事に申出
- ④ 市町村長からの申出を受けて、知事が「里山保全促進区域」に認定
- ⑤ 知事は、市町村と連携し、当該地域で展開される森づくり委員会等の保全活動を積極的に支援

### 【対象とする地域】

- 一団のまとまりのある森林(約30haを想定)で、対象となる森林と密接に関係する集落等が存在すること
- 自発的な活動をするための体制が整備されていること
- 里山の整備・利用のための活動が継続的に行われること

### 【対象とする活動】

- 人の手が入らず、藪状化・竹林化が著しい里山の森林の整備・管理を行う活動
- 土砂の流出・崩壊の防止や倒木・かかり木の除去等災害の未然防止に資する活動
- 里山の良好な景観形成のための花木の植樹や草刈、間伐等の保育作業
- 保健休養の場づくりや森林体験学習の開催など、府民等への環境学習機会の提供や里山環境の啓発を行う活動 など

## 森林保全のための新たなシステムの検討・作業スケジュール(案)

平成23年  
5月30日

## 第2回森林審・森林整備保全部会

議題：森林保全のための新たなシステム構築に向けた検討  
～地域の森林・林業再生のためのモデル森林の設定について～

7月28日

## 第3回森林審・森林整備保全部会

議題：各地域の取り組み状況  
森林保全システム検討の基本方向について

9月中旬

## 森林審・森林整備保全部会

議題：地域課題に対応した森林保全のための制度・仕組みについて(中間まとめ)

11月下旬

## 森林審・本審

議題：中間まとめ報告

12月中旬 地域対話集会→府内4事務所単位に 森林林業関係者、NPO、府民の方々を対象に、  
部会中間まとめ記載の取組方向について意見聴取平成24年  
1月下旬

## 森林審・森林整備保全部会

議題：地域対話集会の結果報告と対応案  
森林保全のための新たなシステム構築に向けて(審議結果のまとめ)

3月下旬

## 森林審・本審

議題：答申案